

日米の民事訴訟制度の比較と米国訴訟に巻き込まれた際の留意点

令和3年8月27日

弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 本行 克哉

第1 はじめに

現代の企業活動において国際的な取引は当たり前ものとなっていますが、日本の企業が海外の訴訟に巻き込まれるという事例は多くないため、一部の大企業の方々を除いてあまり馴染みがないのではないのでしょうか。

本稿では、日本と米国の民事訴訟制度の相違点を比較しながらご紹介した上で、日本企業が被告として米国での訴訟に巻き込まれた際の若干の留意点についてお話しします。¹

第2 日米の民事訴訟制度の比較

まず、日米の民事訴訟制度の大きな違いとしては、一般に①ディスカバリー制度（証拠開示手続）の有無、②陪審員制度の有無、③不法行為における懲罰的損害賠償の有無などが挙げられます。以下では、これらを含め、日米の民事訴訟制度を比較しつつ、米国の民事訴訟制度の特徴をご紹介します。

1 連邦裁判所と州裁判所の存在

まず、日本の裁判所は、日本国憲法第76条及び裁判所法に基づき設置されている最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）で構成されています。全国に多くの下級裁判所が設置されていますが、最高裁判所を頂点とした1つのピラミッド構造になっています。

これに対し、米国の裁判所は、合衆国憲法第3条に基づく連邦裁判所と各州の憲法に基づく州裁判所が併存しているため、日本の裁判制度に比べて複雑な構造となっています。連邦裁判所と州裁判所は、それぞれ連邦最高裁判所と各州の最高裁判所を頂点としているため、いわば複数のピラミ

¹ 米国の連邦裁判所の民事訴訟手続に関するルールの多くは、連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）に規定されているため、本稿ではこの規則を基に制度の概要をご説明します。なお、州裁判所の多くもこの規則の全部又は一部を採用していますが、必ずしも同じルールを採用しているわけではありませんので、留意が必要です。

ッド構造が併存しているといえます。

そして、連邦裁判所と州裁判所は、それぞれ異なる種類の事件を扱う権限（事物管轄権）を有しているため、原告は、どちらの裁判所に訴訟を提起するかを選択する必要があります。州裁判所は広範な事物管轄権を有しているのに対し、連邦裁判所は連邦問題（**federal question**）事件や州籍相違（**diversity of citizenship**）事件²などかなり限定された事物管轄権を有しています。また、州裁判所裁判官に比べて連邦裁判所裁判官は質が高いなどと言われることもありますが、州裁判所裁判官の質は州によっても様々であり一概には言い切れないようです。

2 管轄

日本の民事訴訟法は、日本の裁判所がどのような事件について管轄権を有するのか、日本の裁判所が管轄権を有する場合に具体的にどの裁判所が管轄権を有するのかについて明文で定めています（民事訴訟法第2章第1節及び第2節）。

これに対し、米国の場合、州裁判所が州外（又は国外）の被告にどこまで裁判権を行使できるかについては、各州のロング・アーム法（**long-arm statute**）によって定められていますが、この法律も合衆国憲法修正第14条のデュー・プロセス条項（**due process clause**）が許容する範囲内で適用されることになります。この点、判例法理によれば、被告と法廷州（**forum state**）との間の「最小限度の接触」（**minimum contacts**）があるかどうかの問題となります。

³ これに関連して以下の2種類の管轄があるとされています。

	一般管轄権（ General Jurisdiction ）	特定管轄権（ Specific Jurisdiction ）
要件	被告が法廷州（ forum state ）に本拠地を置いている（ at home in the state ）といえる程度に継続的かつ組織的な関係があること ⁴ （例：法人設立地、主たる事業所の所	被告が法廷州と単一又は偶発的な接触があること（例：被告が法廷州内で車を運転して事故を起こして被害者に怪我をさせた等）

² 州籍相違事件の概念はやや複雑ですが、①異なる州の市民（**citizens**）間の争訟、②州の市民と外国の市民又は臣民（**subjects**）との間の争訟、③異なる州の市民間の争訟で、外国の市民又は臣民も当事者となっているもの、④外国が原告で、一つ又は複数の州の市民が当事者となった争訟のいずれかであって、係争価額が75,000ドルを超える事件が含まれます。趣旨としては、特定の州の裁判所が他の州の市民に対して不公平な扱いをするおそれがあることから、公平な連邦裁判所で争う機会を与えたものと言われています。

³ この最小限度の接触の問題とは別に、フェアネスファクター（原告の利益、被告の利益、法廷州の利益、訴訟経済、諸州共通の社会政策など）を総合的に勘案した結果、管轄が否定されるケースがあります。

⁴ *Daimler AG v. Bauman*, 517 U.S. 177 (2014)

	在地等)	
管轄権の対象となる事件	法廷州の内外を問わず被告のビジネスから派生した事件	当該接触から派生した又は関連する事件のみ（上記例では交通事故の被害者による損害賠償請求事件）

近時では、デラウェア州を法人設立地、ミシガン州に主たる事業所を置いているフォード社を被告として、モンタナ州とミネソタ州でフォード社製の車を運転中に負傷した原告が損害賠償請求を行ったケースで、フォード社にモンタナ州とミネソタ州の裁判所の特定管轄権が及ぶと判断されました。⁵

この事例では、原告が運転していた車はフォード社製ではあったものの、モンタナ州やミネソタ州とは異なる州で設計、製造、販売されたため、フォード社からは、法廷州への接触から派生した事件ではないとの主張がなされてきました。しかし、連邦最高裁判所は、特定管轄権は、原告の請求が被告の接触から生じたか（*arise out of*）又は被告の接触と関連する（*relate to*）場合に認められると判示しました。その上で、本件では原告の請求は、フォード社がモンタナ州やミネソタ州で行っている活動（広告活動、ディーラーを通じた新車・中古車の販売、メンテナンス、修理サービスの提供、交換部品の配付など）に「関連している」ため、被告に対する管轄権が認められると結論付けました。

このように、米国では、判例法理によって州裁判所の管轄権が制限されており、その限界は必ずしも明らかではありませんが、米国内の特定の州で本格的に営業、広告、販売などの活動を行っている場合には、外国企業であってもこれらの活動と関連する請求については州裁判所の管轄権が及ぶ可能性があります。

3 主張段階での却下申立て

民事訴訟手続が、裁判所への訴状の提出によって始まるという点は日米において共通しています。

しかし、米国の民事訴訟手続では、日本と異なり、訴状に救済が与えられるべきあることを示す請求が記載されていない場合に却下の申立て（*motion to dismiss*）を行うことができ、実務上もしばしば被告による申立てが行われているようです。⁶

日本でも訴状に必要な記載事項（民事訴訟規則第 53 条第 1 項）を記載し

⁵ *Ford Motor Co. v. Montana Eighth Jud. Dist. Ct.*, 141 S. Ct. 1017 (2021)

⁶ Federal Rules of Civil Procedure Rule 12(b)(6)

ておらず、原告によって必要な補正がなされない場合には、裁判長に訴状の却下権限が認められています（民事訴訟法第 137 条第 2 項）、実務上これによって訴訟が終了することは稀です。

これに対し、米国の訴状の必要的記載事項の基準はかなり実質的なもので、これを満たしていないとされたケースも多く存在します。この点に関するリーディングケースとなった事例では、9・11 の同時多発テロ事件の捜査に関連して、原告が不当な身柄拘束を受けたとして、合衆国憲法違反を主張して提訴しました。⁷ 原告の主張には、被告である元司法長官らが「宗教、人種、国籍」のみに基づいて個人を過酷な環境に監禁するという差別的な政策を実施したという主張が含まれていました。しかし、「宗教、人種、国籍」のみに基づく差別的な政策という主張はいわば「結論」を述べたものであり（conclusory）、これだけでは主張として十分ではないとしました。連邦最高裁判所は、このような「結論」を述べただけの主張を除いた具体的な事実の主張（well-pled allegations）を真実であると仮定した場合に、違法行為が行われたことがもっともらしく示しているかという plausibility の基準を採用しました。この事案では、well-pled allegations として、被告らが数千人のアラブ系イスラム教徒を逮捕・勾留するよう FBI に指示した事実やその対象者を厳重に拘束するという方針が採用されたという主張などを真実と仮定したとしても、その方針が「宗教、人種、国籍」のみに基づく差別的なものであることをもっともらしく示しているとはいえない（より合理的な他の説明が可能）とされました。⁸

このように米国訴訟では、被告による答弁の段階で、被告による却下の申立ての機会が確保されている点に特徴があります（上記以外にも却下の申立理由がいくつかありますが、ここでは割愛します。）。

4 証拠開示手続

証拠開示手続（Discovery）の有無は日米の民事訴訟手続における最も大きな違いの 1 つです。

米国の証拠開示手続は、後のトライアル（trial）手続のために当事者双方が証拠を開示したり、第三者から証拠を収集したりする手続で、そのための詳細なルールと違反時の厳しい制裁などが用意されています。

日本でも、民事訴訟法上、いくつか自分が保有していない証拠を集めるための手続が存在しますが（文書提出命令、文書送付嘱託、調査嘱託な

⁷ *Ashcroft v. Iqbal*, 556 U.S. 662 (2009)

⁸ この却下申立てが認められた場合であっても、原告には訴状の補正の機会が認められるのが通常です。

ど)、証拠収集手続としての網羅性、実効性には大きな差があるように思われます（特に証言録取（Deposition）手続の有無）。

米国の証拠開示手続では、まず当事者双方が会議を行い（Rule 26(f) conference⁹）、ディスカバリープランのドラフトを作成します¹⁰。そして、Rule 26(f) conference から 14 日以内に、当事者双方が自らの主張を裏付けるための証拠や証人候補となる人物の情報などのうち、自らが保有しているものを全て開示するとともに（Initial Disclosure¹¹）、ディスカバリープランを記載したレポートを裁判所に提出する必要があります。¹² 裁判所はこれを受けて、今後のディスカバリーなどのスケジュールを決めるためにスケジューリングオーダー（Scheduling Order）を発行します。¹³ その後、当事者双方は、「相手方や第三者」が保有している証拠や情報を開示させるために以下のようなディスカバリーツールを活用して期限までに証拠開示手続を完了させることになります。

ツール名	内容	備考
証言録取 (Deposition)	代理人の法律事務所などに当事者や第三者を証人として召喚し、宣誓させた上で、両当事者（の代理人）が口頭で交互に尋問を行い、その内容を記録するもの（裁判官は同席しない）	Trial における証人尋問と似ているが、目的が異なるため、証拠収集目的で網羅的な尋問が行われることが多い。また、日本国内で証言録取を行う場合には、米国大使館・領事館内のデポジションルームで行われるのが原則。
質問書 (Interrogatories)	一方当事者が他方当事者に対し、書面で質問を送付し、回答を要求するもの	証言録取に比べてコストがかからないが、第三者に対して用いることができない。
文書提出 (Document Production)	当事者や第三者に対して保管している文書等の閲覧・複写を求めたり、その管理する土地・建物に立ち入って検証し	電子メールの開示等、大量の文書の開示要求により開示者に多大な負担がかかることもあ

⁹ Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(f)

¹⁰ Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(f)(3)

¹¹ Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(a)(1)

¹² Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(f)(2)

¹³ Federal Rules of Civil Procedure Rule 16(b)

	たりすることを求めるもの	る。
身体及び精神検査 (Physical or Mental Exam)	当事者又は当事者の監護下にある者の身体・精神状態が争点になっている場合に医師による検査を行うもの	検査結果はレポートの形で提出される。
自白要求 (Request to Admit)	一方当事者が他方当事者に対して、事実、事実への法の適用、意見等について認めるよう要求できるもの	他方当事者は認否を行うことになるが、否認する場合には理由を述べる必要がある。

5 トライアルと陪審員制度

米国の民事訴訟手続におけるトライアル (Trial) は、両当事者 (の代理人) が裁判官及び陪審員の前で、冒頭陳述、証拠提出、証人尋問、最終弁論を行う手続で、その後に陪審が評議の上で評決を下すこととなります。

これに対し、日本の民事訴訟手続では、裁判官が口頭弁論手続を進行し、事実の認定を行い、法を適用して、最終的な判決を出すこととなります。刑事手続においては、一部の事件について裁判員制度が導入されましたが、民事訴訟手続において、一般市民の方々が事実の認定に関与する機会はありません。

これに対し、米国では、合衆国憲法やほとんどの州の州憲法によって、コモン・ロー上の救済を求める訴訟 (訴額が一定額を超えるものに限られます。) について陪審審理が保障されています。これはあくまで両当事者の権利であるため、いずれかの当事者が請求しなければ陪審審理は行われず、裁判官のみによる審理となります。

陪審の任務は、事実認定を行うことにありますが、事案によっては事実問題と法律問題との区別が難しいこともあり、日本に比べて米国では事実認定の問題とされる範囲が広いように思われます。

また、米国では、日本と異なり、不法行為 (Tort) に基づく損害賠償請求において、被告の行為の悪性に対する制裁、抑止のために必要な場合には懲罰的損害賠償 (Punitive Damages) を課しうることとなっており、陪審員はその金額に関しても広範な裁量を持っています。この懲罰的損害賠償に関する象徴的な事件の一つであるマクドナルド・コーヒー事件は日本でも報道されていたので、ご存じの方も多いのではないかと思えます。この事件は、米国のニューメキシコ州のマクドナルドでドライブ・スルーを利用した女性がこぼしてしまったコーヒーが熱すぎたために火傷を負い、マクドナルドに対して損害賠償請求を行ったものです。陪審員は、評議の

結果、填補賠償として16万ドル、懲罰的損害賠償としてマクドナルドのコーヒー売上の2日分に相当する270万ドル（その後判事によって48万ドルに減額）の損害を認定しました。

このように、陪審は、事実認定に関して広範な裁量を有しているため、米国の経験ある弁護士であっても、トライアルに至った場合の訴訟の帰趨を見通すことは極めて難しいとされています。

第3 米国訴訟に巻き込まれた際の留意点

以上の日米の民事訴訟手続の相違点を踏まえ、日本の企業が被告として米国の訴訟に巻き込まれた際の留意点として、①証拠保全（保存）義務と②証拠開示義務の例外についてご紹介したいと思います。

1 証拠保全（保存）義務

上記のように米国の民事訴訟では広範な証拠開示手続が予定されていますが、その実効性を確保するために、早い段階から当事者双方に証拠保全（保存）義務が課されることとなります。

具体的には、係争中の訴訟はもちろん、訴訟提起前であっても合理的に訴訟に至ることが予見可能（*reasonably foreseeable*）であれば、他者が証拠として使用する可能性のある文書や電磁的記録を破壊したり、著しく改変したり、保存することを怠ったりすることで証拠隠滅行為（*spoliation*）とみなされ、ケースバイケースで裁判所の裁量により制裁を受けるおそれがあります。¹⁴ この証拠保存義務のやっかいなところは、意図的な証拠隠滅行為を行わないというだけでは足りず、うっかり廃棄又は削除してしまっても制裁を受けるという点です。証拠保全のための継続的かつ積極的な義務（*continual affirmative duty*）の具体的な内容はケースによっても変わりますが、一般的には代理人弁護士の指示の下、以下のような措置を取り、その措置の内容を記録しておくことが重要だとされています。

- ・ 訴訟を予見可能となった時点で（例：訴訟提起を予告する通知を受領した時点）、速やかに関連する文書・電磁的記録に関して証拠保全を命じる社内文書（*litigation hold notice*）を発行して周知すること
- ・ 社内の文書管理体系を把握し、関連する情報やその保管場所を特定して保存すること（定期的な文書廃棄の停止、電子メールの自動削除の停止も含む）

¹⁴ *Zubulake v. UBS Warburg LLC*, 220 F.R.D. 212 (S.D.N.Y. 2003); Federal Rules of Civil Procedure Rule 38(e)

- ・ 文書管理に関するキーパーソンが代理人弁護士と協力すること
- ・ 既存の文書や電磁的記録のコピーを取っておくこと
- ・ 定期的にリマインドし、新たに生じた文書や電磁的記録を収集すること

2 証拠開示義務の例外（秘匿特権とワーク・プロダクトの法理）

米国の民事訴訟では証拠開示義務の例外としては、秘匿特権及びワーク・プロダクトの 2 種類があります。証拠開示の段階では、代理人弁護士において開示対象となる証拠と例外に当たる証拠との選別を行うのが通常かと思いますが、企業内においても、適切に情報を取り扱わなければ訴訟の場面で特権を主張できなくなることがありますので、ポイントをご理解いただくことは重要です。

秘匿特権にはいくつか種類がありますが、民事訴訟上、もっとも重要になるのが弁護士・依頼者間の秘匿特権（attorney-client privilege）です。この特権は、弁護士と依頼者との間の自由なコミュニケーションを保護するという趣旨の下、伝統的にコモン・ロー上認められてきたものです。特権として保護を受けるためには以下のような要素を満たす必要があると解されています。

- ① 弁護士・依頼者間のコミュニケーションであること（企業が依頼者である場合には企業上層部（corporate superiors）と弁護士間のコミュニケーション又は上層部の指示を受けて職務の範囲内で行われる従業員と弁護士間のコミュニケーションであること¹⁵⁾
- ② ①が秘密になされたものであること
- ③ ①が法的助言を受ける目的でなされたものであること

この秘匿特権は、誤ってコミュニケーションの内容が第三者に開示されてしまった場合には放棄されたものとみなされます。訴訟の証拠開示の中で相手方に誤って開示されてしまった場合には、開示を受けた相手方に対して通知し、秘匿特権の根拠を含めて開示した文書等の返還を要求することができます（いわゆる Claw-back 条項）。¹⁶⁾ これによって相手方は速やかに対象文書等を返還、隔離、廃棄等を行う義務を負うことにはなりますが、一旦相手方に知られてしまったことにより不利益を被る可能性は否定できませんので、開示前の証拠の選別は誤りのないよう慎重に行う必要があります。また、相手方との関係だけでなく、依頼者が第三者をメールの cc に入れてメールを送信したり、第三者同席の下、弁護士に相談したりすることで特権が放棄されたものとみなされることがありますので、弁護士とのコ

¹⁵⁾ *Upjohn Co. v. United States*, 449 U.S. 383 (1981)

¹⁶⁾ Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(b)(5)(B)

コミュニケーション方法についても早い段階で弁護士からの助言を受けて適切にコミュニケーションがなされるようにすることが重要です。

また、ワーク・プロダクトの法理も元々はコモン・ローとして形成されてきたものですが、証拠開示の例外として現在では連邦民事訴訟規則に規定があります。¹⁷ この法理は、一方当事者又はその代理人（弁護士に限られずコンサルタントや保険会社なども含まれます）によって訴訟又はトライアルのために作成した文書及び有体物を証拠開示の例外として保護するものです。この法理は、秘匿特権とは異なり、例外的に開示が求められる場合があります。すなわち、①相手方当事者にとって訴訟準備のためにその証拠を用いる相当の必要性があり、②実質的な同等の証拠を入手するのに不当な困難を伴う場合であって、③ワーク・プロダクトの法理以外に証拠開示の拒否事由がない場合には、開示義務が生じることになります。¹⁸

米国の民事訴訟に巻き込まれるおそれが生じた場合には、以上のような証拠開示の例外のポイントを押さえた上で、本来であれば保護されるべき証拠を開示することにならないよう、早い段階から弁護士との間のコミュニケーション方法や文書や電磁的記録の作成・保管方法に留意することが必要です。

第4 おわりに

繰り返しになりますが、日本企業が米国の民事訴訟に巻き込まれてしまった場合には、いち早く当該事案に合った専門性を有する米国の弁護士に相談し、初動についてアドバイスを受けることが重要です。

弊事務所では、米国の法律事務所との提携や、国際的な法律事務所のネットワークである GLOBALAW への加盟を通じて米国における国際紛争案件についても高度な専門性をもってスピーディに対応しておりますので、関連するご相談がある場合にはお気軽にお声がけいただければと思います。

以上

※本稿の記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。なお、本稿の記載事項は、一般的な法律情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではありません。

¹⁷ Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(b)(3)

¹⁸ Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(b)(3)(A)

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)